

こ成母第 608-9 号
令和 6 年 10 月 17 日

公益社団法人全日本病院協会 会長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）」の全部を改正し、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）」が令和 6 年 10 月 8 日に成立し、本日公布されました。

政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられましたみなさまに対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであり、今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実に行われるよう、必要な広報・周知を含め、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○ 今回の改正内容

法では、国会及び政府が、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め心から深く謝罪するとともに、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪しております。

その上で、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に補償金を支給すること、優生手術等を受けた本人で生存している方に一時金を支給すること及び人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に一時金を支給することを規定しております。

この度、公布に際して、添付の法の公布に関する通知及び法の公布に係る対応に関する通知を各都道府県知事等に発出いたしましたので、ご連絡いたします。

令和7年1月17日に施行を予定しており、施行後はこども家庭庁として、従来の旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方々に対する一時金の支給事務に加えて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金の支給事務を行うこととなります。

法の施行にあたり、施行規則等の整備後、追って、詳細な協力依頼を発出する予定ですが、先んじて、貴会におかれましても、添付の法の公布に係る自治体の対応につき、ご承知・ご理解いただきますとともに、今後ご協力をいただけますと幸いです。また、貴会会員に対し周知して頂きますようよろしくお願いいたします。

<添付資料>

- 別添1：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布について（自治体宛て通知）
- 別添2：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布に係る対応について（自治体宛て協力依頼）
- 別添3：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0505

こ成母第 599 号
令和 6 年 10 月 17 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布について（通知）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）」の全部を改正し、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）」が令和 6 年 10 月 8 日に成立し、本日公布されたところであり、令和 7 年 1 月 17 日に施行予定である。本法の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）にも周知していただくようお願いする。

記

第 1 前文

法には、以下の前文が置かれていること。

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成 31 年に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対して

その被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第13条及び第14条第1項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

第2 趣旨

この法律は、最高裁判所令和4年（受）第1050号同6年7月3日大法廷判決、最高裁判所令和4年（受）第1411号同6年7月3日大法廷判決、最高裁判所令和5年（受）第1319号同6年7月3日大法廷判決、最高裁判所令和5年（受）第1323号同6年7月3日大法廷判決及び最高裁判所令和5年（オ）第1341号、同年（受）第1682号同6年7月3日大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものであること。

第3 定義

- 一 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間において施行されていた優生保護法（昭和23年法律第156号）をいうこと。

- 二 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいうこと。
 - ① 昭和23年9月11日から昭和24年6月23日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和24年法律第216号）による改正前の優生保護法第3条第1項又は第10条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ② 昭和24年6月24日から昭和27年5月26日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和27年法律第141号）による改正前の優生保護法第3条第1項又は第10条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ③ 昭和27年5月27日から平成8年3月31日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）による改正前の優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第3条第1項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ④ 平成8年4月1日から同年9月25日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号）による改正前の優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ⑤ ①から④のほか、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に日本国内において行われた優生手術等（①から④までに掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）
 - イ 母体の保護
 - ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療
 - ハ 本人が子を有することを希望しないこと

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること

三 この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいうこと。

- ① 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の手術日からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていた者
- ② 手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

四 この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいうこと。

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から昭和 24 年 6 月 23 日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和 24 年法律第 216 号）による改正前の優生保護法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 13 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当することのみを理由として同法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ② 昭和 24 年 6 月 24 日から昭和 27 年 5 月 26 日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和 27 年法律第 141 号）による改正前の優生保護法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 13 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる者に該当することのみを理由として同法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ③ 昭和 27 年 5 月 27 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第 14 条第 1 項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第 4 号又は第 5 号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ④ 平成 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 105 号）による改正前の優生保護法第 14 条第 1 項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することのみを理由とし

て同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。)

- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第 2 条第 2 項に規定する人工妊娠中絶をいう。第 10 において同じ。）であって、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの
- イ らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者
 - ロ ①から④に掲げる人工妊娠中絶を受けた者又はイに掲げる者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

第 4 補償金

一 補償金の支給等

1 補償金の支給

- (1) 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者に対し、補償金を支給すること。
- (2) (1) の者が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の補償金の支給を請求することができること。
- (3) 補償金の支給を受けることができる遺族は、(1) の者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪とし、補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、上記の順序によること。
- (4) 補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこと。

2 補償金の額

補償金の額は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対して 1,500 万円、特定配偶者に対して 500 万円とすること。

二 支給の手続

1 請求

(1) 権利の認定

- ① 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、

補償金を支給すること。

- ② ①の請求（以下第4において「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができること。
- ③ 請求は、この法律の施行の日から起算して5年を経過したときは、することができないこと。

(2) 請求書の提出

- ① 請求をしようとする者は、内閣総理大臣（都道府県知事を経由する場合は、当該都道府県知事）に、氏名及び住所又は居所、請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯等を記載した請求書（以下②及び2（1）①において「請求書」という。）を提出しなければならないこと。
- ② 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならないこと。

2 請求に係る都道府県知事及び内閣総理大臣による調査

(1) 都道府県知事による調査

① 請求書の提出を受けた場合の調査

- イ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。
- ロ 都道府県知事は、請求書にその都道府県においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設、児童福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。この場合において、当該結果の報告を受けたときは、当該都道府県知事は、当該結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

② 内閣総理大臣から通知を受けた場合の調査

- イ 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を(i)又は(ii)に

定める都道府県知事に通知するものとする。

- (i) 都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき
当該都道府県の知事
- (ii) 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県の知事

ロ ①は、イの通知を受けた都道府県知事について準用すること。

③ 公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、①又は②ロの調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

(2) 内閣総理大臣による調査

内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

3 請求に係る審査会による審査

- (1) 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二①から④までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (2) 内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が第3の三①又は②のいずれかに該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (3) 内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から

請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこと。

- (4) 審査会は、審査を求められたときは、(1)の請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二に掲げるものを受けた者に該当するかどうか、(2)の請求に係る特定配偶者が第3の三に掲げる者に該当するかどうか及び(3)の請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならないこと。
- (5) 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は審査会の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。
- (6) 審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- (7) 内閣総理大臣は、(4)による通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

第5 優生手術等一時金

一 優生手術等一時金の支給等

1 優生手術等一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給すること。

2 優生手術等一時金の額

優生手術等一時金の額は、320万円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その優生手術等一時金は、その者の

配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「同一生計遺族」という。）に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

二 支給の手續

1 権利の認定

(1) 内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求（以下2において「請求」という。）に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給すること。

(2) 第4の二の1（1）②及び③は、第5の二の1（1）について準用すること。

2 請求書の提出、都道府県知事及び内閣総理大臣による調査並びに請求に係る審査等に関する準用

第4の二の1（2）並びに2及び3（（2）及び（3）を除く）については、請求について準用すること。

第6 人工妊娠中絶一時金

一 人工妊娠中絶一時金の支給等

1 人工妊娠中絶一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給すること。

2 人工妊娠中絶一時金の額

人工妊娠中絶一時金の額は、200万円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

二 支給の手續

1 権利の認定

- (1) 内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求（以下2において「請求」という。）に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給すること。
- (2) 第4の二の1（1）②及び③は、第6の二の1（1）について準用すること。

2 請求書の提出、都道府県知事及び内閣総理大臣による調査並びに請求に係る審査等に関する準用

第4の二の1（2）並びに2及び3（（2）及び（3）を除く。）については、請求について準用すること。

第7 支給の調整

一 既に支給を受けた補償金との調整

重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。）に係る特定配偶者補償金は、当該重複該当者に係る本人補償金が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しないこととし、重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配偶者補償金が既に支給された場合には、本人補償金の額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給すること。

二 損害賠償との調整

補償金の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、国は、その価額の限度において補償金を支給する義務を免れることとし、国が損害賠償の責任を負う場合において、国が補償金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れること。

三 優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金との調整

旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る人工妊娠中絶一時金は、その者に係る優生手術等一時金が既に支給された場合には、支給しないこととし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者

に係る優生手術等一時金は、その者に係る人工妊娠中絶一時金が既に支給された場合には、優生手術等一時金の額から人工妊娠中絶一時金として既に支給された額を控除した額を支給すること。

第8 補償金等の支給に関する雑則

一 関係機関等の協力

- 1 関係機関は、都道府県知事から第4の二の2(1)①ロ又は②ロ並びに第5の二の2並びに第6の二の2の調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。
- 2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、都道府県知事、内閣総理大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

二 補償金等の支給手続等についての周知、相談支援等

- 1 国及び地方公共団体は、補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 2 国及び都道府県は、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
- 3 1及び2の措置を講ずるに当たっては、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

三 不正利得の徴収、譲渡等の禁止、非課税等

不正利得の徴収、補償金等の支給を受ける権利の譲渡等の禁止、補償金等に係る非課税等の規定を設けること。

第9 旧優生保護法補償金等認定審査会

一 こども家庭庁に、審査会を置くこと。

二 審査会は、7人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織すること。

三 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

四 その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第10 調査及び検証等

国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うものとする。

第11 この法律の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第12 雑則

一 費用負担

次に掲げる費用は、国庫の負担とすること。

- ① 認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。②において同じ。）
- ② 第4の二の2（2）又は3（5）（第5の二の2及び第6の二の2において準用する場合を含む。）の医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

二 事務費の交付

国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付すること。

三 戸籍事項の無料証明

市町村の長は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同一生計遺族若しくは相続人に対して、当該市町村

の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

四 事務の委託

- 1 内閣総理大臣は、補償金等（一の費用を含む。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができること。
- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、1の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

五 内閣府令への委任

補償金等の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定めること。

第13 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、四は、公布の日から施行すること。

二 請求の期限の検討

請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

三 処分等に関する経過措置

この法律の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「新法」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為とみなすこととし、この法律の施行の際に旧法の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている請求その他の行為は、新法の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた請求その他の行為とみなすこと。

四 審査会の委員の任命に関する経過措置

審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができることとし、施行日の前日において旧優生保護法一時金認定審査会の委員である者の任期は、旧法の規定にかかわらず、その日に満了すること。

五 調査等に関する経過措置

この法律の施行前に旧法第 21 条の規定により講ぜられた調査その他の措置は、新法第 33 条の規定により講ぜられた調査その他の措置とみなすこと。

六 旧優生保護法一時金支払基金に関する経過措置

この法律の施行の際現に存する旧法による旧優生保護法一時金支払基金は、新法による旧優生保護法補償金等支払基金とみなすこと。

七 地方自治法等の一部改正

1 地方自治法の一部改正

別表第一における旧法の項を削り、新法の項を加えること。

2 こども家庭庁設置法の一部改正

こども家庭庁の旧法の規定による一時金の支給等に関する所掌事務を、新法の規定による補償金等の支給等に関する事務のように改めること。

八 その他

その他所要の規定を整備すること。

以上

こ成母第 600 号
医政総発 1017 第 2 号
社援保発 1017 第 2 号
社援地発 1017 第 1 号
障企発 1017 第 2 号
老高発 1017 第 1 号
老認発 1017 第 2 号
老老発 1017 第 1 号
令和 6 年 10 月 17 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等
に関する法律」の公布に係る対応について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼
申し上げます。

本日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等

に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）」の全部を改正し、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）」が公布されました。

政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられたみなさまに対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであり、今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実に行われるよう、必要な広報・周知を含め、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○ 今回の改正内容

法では、前文において、国会及び政府が、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め心から深く謝罪するとともに、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪することを記しております。

その上で、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に補償金を支給すること、優生手術等を受けた本人で生存している方に優生手術等一時金を支給すること及び人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に人工妊娠中絶一時金を支給することを規定しております。

国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援及び補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずることとされているほか、国及び地方公共団体が、補償金等の支給等に係る必要な事務を行うこととなっております。

令和 7 年 1 月 17 日に予定されている法の施行に当たり、追って、必要な内容をお示しする予定ですが、先んじて、これらの事務に必要な体制及び費用について必要な予算を確保するなどの準備をお願いしたく、以下についてご承知おき頂くとともに、都道府県においては、貴管内の市町村に、周知をお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に対する補償金、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方に対する優生手術等一時金及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に対する人工妊娠中絶一時金の請求者については、その多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定されます。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮をお願いいたします。

また、周知・広報や相談支援等の実施に当たっては、旧優生保護法に係る対応部局のみならず、障害や医療関係部局などにも密接に関係しますので、各都道府県におかれましては、それぞれの庁内関係部局間で連携いただきながら、丁寧な対応をお願いいたします。

2. 周知・広報

(1) 総論

法第24条第1項において、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとされており、必要な周知広報について、ご協力をお願いいたします。なお、広報物の例、個別通知の実施に係る留意点及び弁護士会等によるサポート体制等の詳細については、追ってお示しする予定です。

(2) 案内方法

補償金等の支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定されることから、各市町村においては、追って必要な広報物の配布を行うとともに、必要に応じて、都道府県の窓口への案内等を行っていただく予定です。

(3) 個別通知

周知に当たっては、都道府県において、仮に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を個別に通知することについては、今回の立法趣旨を踏まえ、個々人の置かれている状況等に応じて、先行して実施していた事例を参照しながら、適切な実施を検討いただきますよう、お願いいたします。また、対象者の多くは障害者であることに留意し、法第24条第3項のとおり、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得ながら実施をお願いいたします。

なお、これまで旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、一時金を支給されていた方に対しては、今後、補償金等の案内を個別に行うことを検討しており、その際にご協力をお願いいたします。

(4) 弁護士による相談体制

令和7年9月18日の超党派議員連盟総会で示された「骨子素案」において、補償金等の支給手続については、弁護士会等による請求をサポートする仕組みを活用することが記載されております。こちらの仕組みの活用についても、あわせて周知広報いただきますよう、お願いいたします。

3. 相談支援

法第24条第2項において、国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとされており、同条第3項においては、その際、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者（以下「支給対象者」という。）の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされています。そのため、都道府県において、請求者が相談・請求をしやすい体制整備のため、必要な人員及び予算の確保をお願いいたします。

その際、例えば、請求者が安心して相談できるよう、

- ・ 補償金等についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられます。

また、優生手術等だけではなく、人工妊娠中絶等についても、請求の受付後、速やかに都道府県が保有する記録の調査や当該都道府県職員からの聴取を行い、並行して、関係機関（医療機関、福祉施設、市町村等）に対し、記録の調査等を行い、それらの結果をこども家庭庁に報告いただくこととなります。

4. 必要な予算措置について

2・3における事務等については、準備等で先行して必要となった事務費用も含め、追って、必要な予算措置等を行う予定です。なお、当該予算措置等を行う前から、都道府県において当該準備等を実施することができるよう、旧優生一時金支給等都道府県事務取扱交付金の交付要綱を改正し、本日以降、当該準備等に

必要な事務費用も補助対象とする予定です。

上記を踏まえつつ、各都道府県におかれましては、12月議会における補正予算の計上など、必要な予算措置を行っていただくようお願いします。

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0505

Mail：boshihoken.kikaku@cfa.go.jp

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）（概要）

背景・趣旨

- 昭和23年に議員立法により成立した優生保護法※に基づき、平成8年までに約2万5千件の優生手術を実施
 - ※優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、遺伝性疾患等を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について規定
- 平成30年以降、旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を背景に、平成31年に議員立法により「一時金支給法」※を制定
 - ※一時金支給法：優生手術等を受けた本人を慰謝するため一時金320万円を支給国の損害賠償責任を前提とはしていない
- 令和6年7月3日 最高裁判所大法廷判決
 - ◆旧優生保護法の優生手術に関する規定は、**憲法13条**（自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障）及び**14条1項**（法の下での平等）に違反
 - ◆旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る**国会議員の立法行為は、国賠法の適用上違法**

概要

1. 前文

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、**日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行**するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻に**その責任を認め心から深く謝罪**する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪する。

2. 補償金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者
（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫等））

支給額：本人 1500万円 特定配偶者 500万円

※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

3. 優生手術等一時金の支給 ※現行の一時金支給法の内容を本法に規定する

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円

4. 人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

※旧優生保護法規定の優生上の要件（遺伝性疾患、精神病等）に該当する者やこれと同様の事情にある者として内閣府令で定める者が対象

支給額：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する
※3の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

5. 請求期限

2～4のいずれも施行日から起算して5年（期限に関する検討条項あり）

6. 請求手続

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

7. 調査検証等

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶に関する調査を行うとともに、これらが行われた原因及び再発防止措置の検証等を行う

施行日：公布日から3月を経過した日

法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年十月十七日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第七十号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 補償金等の支給

第一節 補償金の支給(第三条―第九条)

第二節 優生手術等一時金の支給(第十条―第十四条)

第三節 人工妊娠中絶一時金の支給(第十五条―第十九条)

第四節 支給の調整(第二十条―第二十二条)

第五節 雑則(第二十三条―第二十七条)

第三章 旧優生保護法補償金等認定審査会(第二十八条―第三十二条)

第四章 調査及び検証等並びに周知(第三十三条・第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条―第四十二条)

附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等(以下「特定疾病等」という。)を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射(以下「優生手術等」という。)又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成三十一年に「旧優生保護法」に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律^一が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和六年七月三日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第十三条及び第十四条第一項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、および疾病や障害を有する方々に対するいじめのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、最高裁判所令和四年(受)第一〇五〇号同六年七月三日大法廷判決、最高裁判所令和四年(受)第一四一一号同六年七月三日大法廷判決、最高裁判所令和五年(受)第一三三三三号同六年七月三日大法廷判決及び最高裁判所令和五年(才)第一三三三三号、同年(受)第一六八二二号同六年七月三日大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間において施行されていた優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)をいう。

2 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいう。
一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百六十六号)による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術(当該優生手術を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。)

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第四百四十一号)による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術(当該優生手術を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。)

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、ら、い予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術(当該優生手術を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。)

法律(平成八年法律第二十八号)による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術(当該優生手術を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。)

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた優生手術等（次に掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）

イ 母体の保護

ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

二 八に掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること。

この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいう。

一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた日（次号において「手術日」という。）からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていた者

二 手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいう。

一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十六号）による改正前の優生保護法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当することのみを理由として同法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四十一号）による改正前の優生保護法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当することのみを理由として同法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第十四条第一項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五号）による改正前の優生保護法第十四条第一項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第二条第二項に規定する人工妊娠中絶をいう。第三十三条において同じ。）であって、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの

イ らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ 前各号に掲げる人工妊娠中絶を受けた者又はイに掲げる者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

第二章 補償金等の支給

第一節 補償金の支給

（補償金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、次に掲げる者に対し、補償金を支給する。

- 一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者
- 二 特定配偶者

二 前項各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の補償金の支給を請求することができる。

三 補償金の支給を受けることができる遺族は、第一項各号に掲げる者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六条第一項第二号イ及び第十三条第一項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪とする。

四 補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序による。

五 補償金の支給を受けるべき同順位遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（補償金の額）

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者 千五百万円
- 二 特定配偶者 五百万円

（補償金に係る認定等）

第五条 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

二 前項の補償金の支給の請求（以下この節において単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

三 請求は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過したときは、することができない。

（請求書の提出等）

第六条 請求をしようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣（当該請求が前条第二項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあつては、当該都道府県知事）に、次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）を記載した請求書（次項及び次条において単に「請求書」という。）を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者以外であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名及びその者の配偶者であった期間

ロ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名及びその者の者との関係

ハ 特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 イに定める事項並びに当該特定配偶者の氏名及び当該特定配偶者との関係

三 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた医療機関の名称及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、その旨）

四 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）

五 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯

六 その他内閣府令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

（都道府県知事による調査）

第七条 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、その都道府県の保有する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。第三十七条において同じ。）、医療機関、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。第二十四条第三項において同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十六号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める都道府県知事に通知するものとする。

- 一 第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県知事
- 二 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県知事
- 5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。
- 6 都道府県知事は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による調査）

第八条 内閣総理大臣は、第五条第一項の認定（次項及び次条第八項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条第五項及び第七項において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。

2 内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

第九条 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを受けた者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項各号に掲げるものを受けた者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が第二条第三項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る特定配偶者が同項各号のいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る特定配偶者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

4 旧優生保護法補償金等認定審査会は、前三項の規定による審査を求められたときは、第一項に規定する請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第二条第二項各号に掲げるものを受けた者に該当するかどうか、第二項に規定する請求に係る特定配偶者が同条第三項各号に掲げる者に該当するかどうか及び前項に規定する請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5 旧優生保護法補償金等認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法補償金等認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。

6 旧優生保護法補償金等認定審査会は、第四項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 旧優生保護法補償金等認定審査会は、第四項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

8 内閣総理大臣は、第四項の規定による通知があつた旧優生保護法補償金等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

第二節 優生手術等一時金の支給

（優生手術等一時金の支給）

第十条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給する。

（優生手術等一時金の額）

第十一条 優生手術等一時金の額は、三百二十万円とする。

(優生手術等一時金に係る認定等)
 第十二条 内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給する。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の優生手術等一時金の支給の請求（次条第一項及び第十四条において単に「請求」という。）について準用する。
 （支払未済の優生手術等一時金）

第十三条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その優生手術等一時金は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「同一生計遺族」という。）に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による優生手術等一時金を受けるべき同一生計遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による優生手術等一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとはみなす。

(補償金に関する規定の準用)
 第十四条 第六条から第九条まで（同条第二項及び第三項を除く。）の規定は、請求について準用する。

この場合において、第六条第一項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

第三節 人工妊娠中絶一時金の支給

(人工妊娠中絶一時金の支給)

第十五条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給する。

(人工妊娠中絶一時金の額)

第十六条 人工妊娠中絶一時金の額は、二百万円とする。

(人工妊娠中絶一時金に係る認定等)

第十七条 内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給する。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求（次条第一項及び第十九条において単に「請求」という。）について準用する。
 （支払未済の人工妊娠中絶一時金）

第十八条 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による優生手術等一時金を受けるべき同一生計遺族の順位は、同項に規定する順序による。

(補償金に関する規定の準用)

第十九条 第六条から第九条まで（同条第二項及び第三項を除く。）の規定は、請求について準用する。

この場合において、第六条第一項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

第四節 支給の調整

(既に支給を受けた補償金との調整)

第二十条 重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。以下この条において同じ。）に係る特定配偶者補償金（特定配偶者として受ける補償金をいう。次項において同じ。）は、当該重複該当者に係る本人補償金（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として受ける補償金をいう。同項において同じ。）が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しない。

2 重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配偶者補償金が既に支給された場合には、第四条第一号に定める額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給する。ただし、特定配偶者補償金として既に支給された額が同号に定める額以上となるときは、支給しない。

(損害賠償との調整)

第二十一条 補償金の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、国は、その額の限度において補償金を支給する義務を免れる。

2 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、国が補償金を支給したときは、同一の事由については、国は、その額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

(優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金との調整)

第二十二条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る人工妊娠中絶一時金は、その者に係る優生手術等一時金が既に支給された場合には、支給しない。

(旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る優生手術等一時金は、その者に係る人工妊娠中絶一時金が既に支給された場合には、第一号に定める額から第十六条に定める額を控除した額を支給する。)

第五節 雑則

(関係機関等の協力)

第二十三条 関係機関は、第七条第二項（同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第七条第六項、第八条第二項又は第九条第六項（これらの規定を第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。)

2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第七条第六項、第八条第二項又は第九条第六項（これらの規定を第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金等の支給手続等についての周知、相談支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者並びにこれらの者の遺族並びに旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対し補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

(国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援その他第五条第一項の補償金一時金の請求、第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求及び第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。)

2 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

（不正利得の徴収）

第二十五条 偽りその他不正の手段により補償金等の支給を受けた者があるときは、内閣総理大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金等の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
（譲渡等の禁止）

第二十六条 補償金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
（非課税）

第二十七条 租税その他の公課は、補償金等を標準として課することができない。

第三章 旧優生保護法補償金等認定審査会

第二十八条 こども家庭庁に、旧優生保護法補償金等認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
（審査会の組織）

第二十九条 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。
（会長）

第三十条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。
（委員の任期）

第三十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
（政令への委任）

第三十二条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 調査及び検証等並びに周知

第三十三条 国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置について検証及び検討を行うものとする。

（この法律の趣旨及び内容についての周知）

第三十四条 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第五章 雑則

第三十五条 次に掲げる費用として内閣府令で定めるものは、内閣府令で定める基準により、国庫の負担とする。

一 第五条第一項又は第十二条第一項の認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。）（同号に該当するものを除く。）

二 第八条第一項又は第九条第五項（これらの規定を第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用
（事務費の交付）

第三十六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

（戸籍事項の無料証明）

第三十七条 市町村の長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同一生計遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
（事務の区分）

第三十八条 第五条第二項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）及び第六項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（独立行政法人福祉医療機構への事務の委託）

第三十九条 内閣総理大臣は、補償金等（第三十五条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（同項及び第四十一条において「機構」という。）に委託することができる。

（旧優生保護法補償金等支払基金）

第四十条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金等の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金等支払等業務」という。）に要する費用（補償金等支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、旧優生保護法補償金等支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。
（交付金）

第四十一条 政府は、予算の範囲内において、第三十九条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金等支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

（内閣府令への委任）

第四十二条 この法律に定めるもののほか、補償金等の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第五条第三項(第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する請求の期限については、この法律の施行後における第五条第一項の補償金の支給の請求、第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求及び第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(処分等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(以下「新法」という。)の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、新法の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた請求その他の行為とみなす。

(旧優生保護法補償金等認定審査会の委員の任命に関する経過措置)

第四条 新法第二十九条第二項の規定による旧優生保護法補償金等認定審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

2 施行日の前日において旧優生保護法一時金認定審査会の委員である者の任期は、旧法第十九条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(調査等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に旧法第二十一条の規定により講ぜられた調査その他の措置は、新法第十三条の規定により講ぜられた調査その他の措置とみなす。

(旧優生保護法一時金支払基金に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する旧法第二十八条第一項の規定による旧優生保護法一時金支払基金は、新法第四十条第一項の規定による旧優生保護法補償金等支払基金とみなす。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)の項を削り、同表に次のように加える。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和六年法律第七十号)	第五条第二項(第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。)並びに第七條第一項から第三項まで(これらの規定を同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。)及び第六項(第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務
---	---

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
附則第五条の三の見出し中「一時金」を「補償金等」に改め、同条第一項第一号中「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和六年法律第七十号)」に、「旧優生保護法一時金支給法」を「旧優生保護法補償金等支給法」に、「三条の一時金」を「第三条第一項の補償金、旧優生保護法補償金等支給法第十条の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十五条の人工妊娠中絶一時金」に改め、同項第二号中「旧優生保護法一時金支給法第六條第一項の一時金」を「旧優生保護法補償金等支給法第十三条第一項の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十八条第一項の人工妊娠中絶一時金」に改め、同項第三号中「旧優生保護法一時金支給法第二十三條各号」を「旧優生保護法補償金等支給法第三十五條各号」に改める。

附則第五条の四の見出しを「旧優生保護法補償金等支払基金」に改め、同条第一項中「旧優生保護法一時金支払基金」を「旧優生保護法補償金等支払基金」に、「旧優生保護法一時金支給法第二十八條第二項」を「旧優生保護法補償金等支給法第四十条第二項」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第十五号を次のように改める。

十五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和六年法律第七十号)の規定による補償金等の支給等に関すること。

第六条第二項中「旧優生保護法一時金認定審査会」を「旧優生保護法補償金等認定審査会」に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に改める。

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎
厚生労働大臣 福岡 資麿

政令

令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御 璽

令和六年十月十七日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百十八号

令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。